

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

- ◇ 告 示 保険医の登録
豚等の移入の禁止
土地改良区の役員の就退任(二件)
土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件)
土地改良事業の認可
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の認定
- ◇ 地労委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱及び解任

告 示

鳥取県告示第八百八十五号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に
基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和六十一年十月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷

口 恒 夫

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
壺井圭一	鳥医第三、四六五号	昭和六十一年九月十七日

鳥取県告示第八百八十六号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和六十一年十月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷

口 恒 夫

沖繩県の区域

鳥取県告示第八百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり湖東大浜土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年十月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

退任した役員の氏名及び住所

理事	上根 扇藏	鳥取市賀露町九一七
"	奥田 稔	八四六
"	深沢 幸雄	二二八七
"	敦賀 弘	一三九九
"	影井 光雄	湖山町南一丁目二三五
"	村山 敏雄	湖山町北一丁目二六五
"	星見 幸太郎	六七二
"	船越 作二郎	湖山町西一丁目二一一
"	星見 昭藏	湖山町西二丁目三四七
"	竹本 重美	伏野七〇一一
"	竹本 辰男	一一一七
"	田中 峰雄	三津二三五
監事	石黒 堅太郎	賀露町一〇六二
"	影井 光秋	湖山町南一丁目一五二

" 山本 晃敏 " 伏野一一七二

昭和六十一年九月二十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	上根 扇藏	鳥取市賀露町九一七
"	村上 一雄	八三〇
"	深沢 幸雄	二二八七
"	敦賀 弘	一三九九
"	村上 博	湖山町南一丁目二六五
"	村山 敏雄	湖山町北一丁目二六五
"	星見 幸太郎	六七二
"	松下 仲三	四〇四一
"	星見 昭藏	湖山町西二丁目三四七
"	竹本 重美	伏野七〇一一
"	山本 晃敏	一一七二
"	田中 仁	三津三四二
監事	石黒 堅太郎	賀露町一〇六二
"	船越 友敬	湖山町西一丁目二〇二
"	徳安 栄	伏野九七

昭和六十一年九月二十二日就任 任期四年

鳥取県告示第八百八十八号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年十月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

退任した役員の氏名及び住所

理事 清水 武 東伯郡東郷町大字川上一七五

“ 藤田文章 “ 大字中興寺三二二一一

“ 森本仲男 “ 大字松崎四五八

“ 川本ひさ子 “ 大字田畑二七二

“ 森田茂幸 “ 大字川上九八二

“ 森反健次 “ 九六三

昭和六十一年九月三十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 深田行則 東伯郡東郷町大字宮内九二

“ 清水俊男 “ 大字松崎三九一一

“ 伊藤敏雄 “ 三六三

“ 土井繁美 “ 大字方地九三二

“ 遠藤寛美 “ 大字藤津八一九

“ 清水彰人 “ 大字川上一六三

昭和六十一年十月一日就任 任期昭和六十四年五月二十七日まで

鳥取県告示第八百八十九号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（称宜谷農道）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（紙子谷農道）

地区農道整備)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十一号

淀江町が行う土地改良事業(農村基盤総合整備事業西尾原地区農道整備)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業(第三期山村振興農林漁業対策事業門地区区画整理)を昭和六十一年十月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年十月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

遊技機の種類					型 式	製 造 業 者 名
					レッドバロン	豊丸産業株式会社
				ロータリー		
				ニューロータリー		
				ミラクルチャンスP一		
				キャッチャー		
				ドリームP一		

ばちんこ遊技機

アレンジボール遊技機	レッドバロンP一	株式会社ニユーギン
スーパードラスカル	レッドバロンP二	
キュービット	ニューポンパ	
タンクP一ニ	ファイバーミラクルI	
レッドライオンP一三	ファイバーミラクルII	
	フラッシュゴールドI	株式会社三共
	ハリケーンII	
	ウルトラチャンスI	株式会社ニユーギン
	ウルトラチャンスII	
	株式会社ソフィア	株式会社ニユーギン
	奥村遊機株式会社	
	大陽電子株式会社	

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第三号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和六十一年十月九日委嘱し、及び解任したので、労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十月二十四日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

一 委嘱

氏 名	村上博太	生年月日	昭和六・六・六	住 所	米子市上後藤 三三八一二	職 業	米子商工会議所専務理事	電話番号	会議所 (095)三二五三 自宅 (095)三二四三七	経 験 及 び 閱 歴	米子商工会議所理事兼事務局長	委嘱年月日	昭六・二〇九
-----	------	------	---------	-----	-----------------	-----	-------------	------	--------------------------------------	-------------	----------------	-------	--------

二 解任

松田千歳